（様式９）

**岐阜市民福祉活動センター（会議室）指定管理業務コンソーシアム協定書**

(目的)

第1条　当コンソーシアムは、岐阜市民福祉活動センター（会議室）の指定管理業務（以下｢当該業務｣という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条　当コンソーシアムは、○○○○○○○○（以下｢コンソーシアム｣という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条　コンソーシアムは、（住所、商号又は名称を明記）内に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条　コンソーシアムは、本協定書締結日に成立し、当該業務の指定管理期間終了後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当該業務の指定管理者の指定を受けられなかったときは、コンソーシアムは、前項の規定に関わらず解散することができるものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

　　　代表構成員　住所

商号又は名称

代表者名

構成員　　　住所

商号又は名称

代表者名

　　　（※　必要に応じて追加してください。）

（代表者の名称)

第6条　コンソーシアムは、△△△（商号又は名称を明記）を代表者とする。

（代表者の権限)

第7条　コンソーシアムの代表者は、当該業務の履行に関し、コンソーシアムを代表して、岐阜市及び監督官庁等と折衝する権限、指定管理者申請関係書類の作成及び提出、岐阜市と当該業務に係る協定書の締結、当該業務に係る委託料の請求及び受領、共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の責任)

第8条　各構成員は、当該業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第9条　本協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することはできない。

（業務履行途中における構成員の脱退に対する措置）

第10条　構成員は、コンソーシアムが当該業務を完了する日までは脱退することができない。

2　前項の規定に関わらず構成員が当該業務の履行途中において、指定管理者の応募資格要件を欠き脱退した場合においては、残存構成員が当該業務を完了する。

（業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第11条　構成員のうちいずれかが、業務履行途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項の規定を準用する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第12条　コンソーシアムが解散した後においても、当該業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項)

第13条　この協定書に定めのない事項については、構成員全員の協議によるものとする。

○○○（構成員の商号又は名称を明記）は、以上のとおり岐阜市民福祉活動センター（会議室）指定管理業務コンソーシアム協定を締結したことを証するため、本協定書○通を作成し、当事者記名押印して各自その1通を保有するほか岐阜市に1通提出するものとする。

　　　　年　　月　　日

岐阜市民福祉活動センター（会議室）指定管理業務コンソーシアム

代表構成員　　住所

商号又は名称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

構成員　　住所

商号又は名称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　（※　必要に応じて追加してください。）